



広島地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

広島労働局一般公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、広島県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、広島県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和6年6月28日

広島労働局長 釜石 英雄

記

広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、広島県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、広島県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に次の書類を添付してそれぞれ提出すること。

ア 候補者履歴書

イ 候補者が広島地方最低賃金審議会専門部会委員に就任することについての内諾書

(2) 推薦締切期日

令和6年7月12日

(3) 推薦書の提出先

広島労働局労働基準部賃金室（広島市中区上八丁堀6番30号）

別紙様式

令和 年 月 日

内 諾 書

広島労働局長 殿

広島労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

令和 年 月 日

住 所

氏 名

広島地方最低賃金審議会専門部会の { 労働者代表 } 委員の候補者
{ 使用者代表 }

として下記の者を内諾書添付の上、推薦します。

私は、広島地方最低賃金審議会専門部会委員に任命されましたときには、
就任することを内諾します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位を全て記入すること。）	略 歴
(生年月日)			